

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、インスペック株式会社と称し、英文では inspec Inc. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 電子部品の製造、販売
- (2) 電子部品の組立機の製造、販売
- (3) 電気機械の設計、製作、販売
- (4) 産業用ロボットの製造、販売
- (5) 工作機械、治工具、搬送装置の製造、販売
- (6) コンピューターのプログラムの作成、販売
- (7) マイクロプロセッサ応用システムの研究開発、販売
- (8) 医療・福祉機器の研究開発並びに製造販売
- (9) バイオサイエンスの研究開発及びその応用による医薬品・食品・電子機器等の製造、販売及び研究技術の販売
- (10) 前各号に附帯する一切の業務

(本店所在地)

第 3 条 当社は、本店を秋田県仙北市角館町に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、10,000,000 株とする。

(単元株式数)

第 6 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 7 条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

- 2 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- 3 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
- 4 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

(単元未満株式の売渡請求)

第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下、「買増し」）を当社に請求することができる。

(自己株式の取得)

第9条 当社は、会社法第165条第2項の定めにより、取締役会決議をもって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第12条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その事業年度の定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とするすることができる。

第3章 株主総会

(招集及び招集者)

第13条 定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役が招集する。

(議長)

第14条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。議長は総会の秩序を維持し議事を整理する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の規定によるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第19条 当社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第20条 当社の取締役は7名以内とする。

(取締役の選任決議)

第21条 当社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 22 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時をもって満了する。

- 2 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第 23 条 当会社を代表する取締役は、取締役会の決議により選定する。

(役付取締役)

第 24 条 取締役会の決議をもって、取締役社長 1 名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(招集権者及び議長)

第 25 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(招集通知)

第 26 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第 27 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって決する。ただし、決議につき特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない。

(取締役会の決議の省略)

第 28 条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により合意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第 29 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役及び監査役が記名押印又は電子署名を行い、当会社に保存する。

(取締役会規程)

第 30 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款の定めによるほかは、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 31 条 取締役の報酬等は、株主総会においてこれを定める。

(取締役の責任免除)

第 32 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であったものを含む)の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当社は取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第 33 条 当社は、監査役及び監査役会を置く。

(監査役の員数)

第 34 条 当社の監査役は 4 名以内とする。

(監査役の選任決議)

第 35 条 当社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 当社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の開催の時までとする。

(監査役の任期)

第 36 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時をもって満了する。ただし、任期の満了前に退任した監査役の補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時とする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、第 35 条第 3 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合には、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結のを超えることができないものとする。

(監査役の報酬等)

第 37 条 監査役の報酬等は、株主総会においてこれを定める。

(監査役会)

第 38 条 監査役は監査役会を組織し、法令または本定款に定める事項のほか、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行いまたは決議する。

(常勤監査役)

第 39 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 40 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第 41 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款の定めによるほかは、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の責任免除)

第 42 条 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であったものを含む)の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当社は監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 43 条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任決議)

第 44 条 当社の会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 45 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時をもって満了する。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第46条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第47条 当社は会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第48条 当社の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までとする

(剰余金の配当等)

第49条 当社の期末配当の基準日は、毎年4月30日とする。

(中間配当)

第50条 当社は、取締役会の決議により、毎年10月31日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第51条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附 則

(電子提供措置等に関する経過措置)

- 1 変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。
- 3 本条は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以上、現行定款である。

2022年7月22日

インスペック株式会社
代表取締役 菅原雅史